

古河市民間提案制度 実施要領

令和6年5月改正

1. 趣旨

多様化・複雑化する行政課題に対応するため民間事業者のノウハウや創意工夫を募集し、事業化に向けた対話を重ね、市民サービスの向上、コスト削減、新たな歳入の確保などの提案を精査し、地域課題及び行政課題の解決に資することを目的とする。

2. 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 民間事業者 事業活動または公共的活動を行う企業、法人その他の団体であつて国及び地方公共団体以外の団体をいう
- (2) 提案事業 民間事業者が地域の課題解決に向けて市へ提案する事業
- (3) フリー型事業 地域課題及び行政課題の解決に資するすべての事業 ※随時募集
- (4) テーマ型事業 市が設定した特定の事業
- (5) 提案書 Logo フォームにて下記必要事項を記載し提出された提案
 - ・実施要領に記されている不適切な事業者及び事業内容ではないこと
 - ・会社名・部署・担当者・住所・電話番号・メールアドレス
 - ・提案事業の概要・費用感・定量的な効果

3. 対象となる民間事業者

提案を行う民間事業者は、提案内容の遂行が可能な団体であり、その事業内容が次の各号のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 法令等に違反する行為を行ったものまたはこれに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するものまたはこれに類するもの
- (3) ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く。）
- (4) 暴力団等（古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第3号の暴力団等をいう。）の関与が認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、提案事業の対象としてふさわしくないもの

4. 対象となる提案事業

提案事業はフリー型事業、テーマ型事業であり、次の各号のいずれにも該当するもの。

- (1) 市民サービスの向上、コスト削減、新たな歳入の確保などの提案であつて、市と民間事業者が連携を行うことで、地域課題及び行政課題の解決に資するもの
- (2) 本市から指定がある場合を除き、新たな財政負担が生じないもの

ただし、提案内容が本市に財政効果をもたらす場合等においては、本市からの財政支出を伴う提案を排除しない。

- (3) フリー型事業においては、複数の政策分野にまたがり、横断的・包括的な連携が必要となるもの

5. 対象外となる提案事業

対象となる提案事業の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、提案事業の対象としない。

- (1) 民間事業者の直接的な営業または広告宣伝を目的とするもの
- (2) 民間事業者の利益誘導のおそれがあるもの
- (3) 特定の政治的または宗教的活動を目的とするもの
- (4) 法令等により禁止されているものまたは法令等に基づく許可等を受けていないもの
- (5) 非科学的なものまたは迷信に類するものであって、利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるものまたはそのおそれがあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、連携事業として適当でないと市長が認めるもの

6. 事業の流れ

(1) 提案から通知

市は、民間事業者から提案書の提出を受け内容精査を行う。その後、事業化に繋がると考えられる提案書を提出した民間事業者に市から連絡を行う。

(2) 事業化検討

- (1) 提案を踏まえ、民間事業者と市で課題を整理し、事業化に向けた対話を重ねる。

(3) 事業者選定

市は原則、公募型プロポーザル方式を行う。

※特許権等の排他的権利、特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているときまたは本市の歳入歳出を伴わない事業についてはこの限りではない。

7. 留意点

- (1) 本市との対話により権利・義務関係が生じるものではない。また、対話した事業について、事業化を保障するものではない。
- (2) 対話に関する一切の費用は、民間事業者の負担となる。
- (3) 民間事業者は、相談内容が第三者の有する知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証すること。また、対話内容に知的財産権が含まれる場合は、市に明示すること。
- (4) 提案内容について、本市の HP に提案時にタイトルを、提案実現後は提案者と具体的な内容を公表する場合がある。